

答 申

第 1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、水利権者代表の氏名を開示すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成 16 年 8 月 26 日、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「開発行為許可申請書（平成 16 年 8 月 20 日付第 74 - 64 号）中 排水放流同意書その他添付文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 16 年 9 月 9 日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「都市計画法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可について（平成 16 年 8 月 20 日付第 74 - 64 号）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書のうち、次の（1）の開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の（2）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示しないことと決定した部分

- ア 排水同意書中、水利権者代表の住所、氏名及び印影
- イ 構造計算書中、担当者の氏名
- ウ 下水道縦断図

（2）開示しない理由

- ア及びイ 条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
- ウ 当該文書を取得していないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 9 月 28 日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定のうち、排水同意書の水利権者代表の住所、氏名及び印影を不開示とした部分の取消しを求める異議申立てを行った。

その他の部分は、異議申立ての対象となっていない。

4 諮 問

平成16年10月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

排水同意書の水利権者代表の住所、氏名及び印影の開示を求める。

2 異議申立ての理由

個人に関する情報とあるが、水利組合の代表は公務員に準ずる地位にあり、個人とは認めがたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 理由説明

(1) 本件行政文書の特定について

本件開示請求では、請求する文書の名称として「開発行為許可申請書平成16年8月20日第74-64号別紙参照」と記された上、別紙として「開発行為許可申請提出図書の一覧表」の各項目に丸印を付けたものを添付する形で請求されていたので、平成16年8月20日付け第74-64号で行った開発許可処分に係る申請書及び添付書類のうち異議申立人が丸印を付けた部分であると特定した。

(2) 不開示の理由

条例第7条第2号本文の該当性について

まず、同号の「個人に関する情報」とは、個人の経歴又は社会活動に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報を意味し、具体的には、思想、信条、学歴、収入、病歴、家族関係その他一切の個人情報というと解されている。

本件開示請求中の「排水同意書」とは、法第32条第1項に規定されている「開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得」たことを証する書面であり、法第30条第2項により開発許可申請書に添付を義務づけられているものであって、原則として開発区域内から生ずる下水（汚水及び雨水）の一次放流先において影響を受けることとなる範囲の河川、農業用水路等の管理権限を有する水利組合、水利権者、農業用水使用関係者の同意を記した書面である。本件においてこの同意書を作成した者は「水利権者代表」として記録されている。「水利権者」とは、特定の地域において河川の水をかんがい等の目的のために継続的、独占的に使用できる権利を有する者のことを指すものである。

本件処分において不開示とした「水利権者代表の住所、氏名及び印影」は、明らか

に個人に関する情報そのものであるといえる。

次に、同号の「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、住所氏名等のように個人が直接識別される情報のほか、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報のように、これらの情報から特定の個人が明らかに識別され、又は識別され得る可能性があるものをいうと解されている。

本件処分において不開示としたこれらの情報は、いずれも個人が直接識別される情報である。

したがって、これらの情報は、同号本文の個人に関する情報に該当する。

条例第7条第2号ただし書の非該当性について

まず第1に、同号ただし書アについて、これらの情報は明らかに法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。

次に、これらの情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報かどうかについてであるが、これらの情報は水利権者という個々人の代表者の住所、氏名及び印影を示すものであり、氏名については、この情報がある程度の団体性が認められる「自治会の会長名」や「水利組合の組合長」のように個人の氏名と共に公にされることが慣行となっているのならともかく、本件における氏名は慣例として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

また、住所については純然たる個人の住所情報であるので、慣例として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

さらに、印影についても、水利権者の代表という団体の代表性のあるものの印影（いわゆる職印）ではなく純然たる個人の印影が記録されており、これも慣例として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

上記のことから、これらの情報は同号ただし書アに該当しない。

第2に、同号ただし書イについて、これらの情報は明らかに人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない。

第3に、同号ただし書ウについて、当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役職員又は地方公務員）であるかどうかは不明であるが、水利権者代表としての排水同意は、明らかに公務員等としての職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウに該当しない。

したがって、これらの情報は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 以上のことから、排水同意書中の水利権者代表の住所、氏名及び印影については不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可（以下「許可」という。）を得ようとする者から実施機関が取得した文書である。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、排水同意書中の水利権者代表の住所、氏名及び印影は、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

実施機関が不開示としたこれらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する情報である。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、「ア、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関の説明によれば、実施機関が許可をするに際しては、許可申請者が調査して許可申請書に添付している本件同意書を、経由機関である河合町がチェックす

るという方法で行っていたことが認められる。

「水利権者代表」との表記は形式的には必ずしも「水利組合の組合長」といった団体の存在を想定することはできないが、後日、実施機関が関係者から聞き取りしたところ、本件決定以前から水利組合の実態があったことが確認できたとのことであるので、当審査会は、表記されている「水利権者代表」の実質的意味に着目して、本件決定時における管理者である本件水利組合の組織としての実態に基づき開示決定をすることが妥当であると考えます。

そうすると、団体の代表者は慣行としてその氏名が公にされていると認められるので、これらの不開示情報のうち本件水利組合の代表者氏名については、ただし書アに該当すると判断する。

次に、異議申立人の「水利組合の代表は準公務員の地位にある」とする主張は、ただし書ウが、「当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において」と規定されていることから、水利組合の代表がこれに該当しないことは明らかである。

さらに、住所及び印影がただし書イにいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当するとまでは認められない。

(3) まとめ

したがって、不開示とした住所及び印影は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙1のとおりである。

(別紙1)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年10月1日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成16年12月27日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年 6月 1日 (第96回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 7月 6日 (第97回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 8月 3日 (第98回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 9月 8日 (第99回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年10月14日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成17年10月14日現在)